

2021年5月19日  
 独立行政法人 国際協力機構(JICA)  
 青年海外協力隊事務局/企画部

「第3期スポーツ基本計画」策定にかかる  
 スポーツ庁スポーツ審議会ヒアリングに対する JICA 回答

0. 「スポーツ<sup>1</sup>を通じた国際協力」の意義—「SDGs」及び「人間の安全保障」への寄与—

(1) 「スポーツと開発」の国際的動向

・すべての人にとっての基本的権利

『体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章<sup>2</sup>』(ユネスコ、2015年)

第1条— 体育・身体活動・スポーツの実践は、すべての人の基本的権利である

1.1 すべての人は、人種、ジェンダー、性的指向、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国民もしくは社会的出身、財産、その他一切の理由に基づく差別を受けることなく、体育・身体活動・スポーツを行う基本的な権利を持っている。

第12条— 国際協力は、体育・身体活動・スポーツの範囲と影響を拡大するための必須の条件である

12.1 すべての関係者は、国際協力及び国際協調を通じて、個人、コミュニティ、国家内の開発、平和、連帯、友好に体育・身体活動・スポーツを活用するべきである。

12.3 公的機関、スポーツ組織、その他の非政府組織の間の国際協力及び国際協調は、体育・身体活動・スポーツの提供において国家間及び国家内に存在する格差を縮小するうえで極めて重要である。このような国際協力及び国際協調は、現在の憲章で定められている普遍的な原則に基づく指標やその他の監視・評価ツールのほか、優れた事例、教育プログラム、能力開発、権利擁護の知見を交換し活用することで達成することが可能である。

・「持続可能な開発における重要な鍵」

『持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)』(国連総会、2015年)

「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティのエンパワメントに寄与することを認識する。」

(2) 開発途上地域の課題

① 政策実施の困難性

スポーツの価値や意義、役割の重要性を政策に反映している国もあるが、十分な事業予算の確保、人材不足、組織力等に課題があり、十分な事業実施が困難な状況がある。

<sup>1</sup> ここでいうスポーツとは、いわゆる競技スポーツにとどまらず、学校教育としての体育、身体活動、レクリエーション、健康運動等を含み、これらを総称して「スポーツ」とする。

<sup>2</sup> 「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章(仮訳)」<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386494.htm>(文部科学省 HP、第23期日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会 監訳)

## ② スポーツへのアクセスの格差

社会的に困難な状況に置かれている人々、特に、障害者が日常的にスポーツにアクセスし、楽しめる環境や社会の整備はまだ進んでいない。また、ジェンダー格差や文化的背景から女性のスポーツの機会も限られていることが多い。

## ③ 学校体育の未整備

学校体育は世界の 9 割以上の国でナショナルカリキュラムとして必修科されているにもかかわらず、開発途上国ではその認知度の低さや、指導人材・施設の不足等に直面している。

### (3) 日本政府の政策的重点

2000 年代に入って生まれた「人間の安全保障」という概念は故緒方貞子氏(元国連難民高等弁務官)がその提唱と概念整備に深く関与し、以来、国連総会等の場において我が国の外交、国際協力の理念として度々言及される重要な概念となっている<sup>3</sup>。日本政府が 2015 年に定めた「国際協力大綱」においても、「人間の安全保障」は開発協力の根本にある理念として位置付けられている。同大綱には、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援分野の一つとしてスポーツがと明記されている。

## 1. JICA「スポーツと開発」事業の戦略と成果

### (1) JICA による取り組みと実績

#### ① 1964 年東京五輪の翌年度からスタート

1965 年に発足した青年海外協力隊は発足当初からスポーツ隊員の派遣<sup>4</sup>をしている。現在では日本の各大学との連携派遣も一つの軸としながら、2020 年 3 月末時点で累計約 4,600 名を超える体育・スポーツ隊員を 89 か国に派遣している。こうした長年の取り組みにより、今日では海外協力隊員が指導した選手・コーチや、日本で学んだ研修員が各国の競技団体等の要職に就き、開発途上国の人々のスポーツアクセス向上に寄与している。(3 頁の参考 URL②を参照)

#### ② 学校体育支援

JICA では JICA 海外協力隊事業の初期から学校現場や体育科教員養成校を活動先として学校体育の改善に努めてきた。近年では、草の根技術協力支援を通じて NGO と連携しながら体育科教育の政策や学習指導要領の整備などでも実績がある。例えば、カンボジアでは NPO 法人ハートオブワールドと連携し、体育科教育を学校現場で普及するとともに国立教員養成校の養成課程の整備を実施している。(別添参照)

#### ③ 障害者スポーツへの協力の開始

<sup>3</sup> 例えば、「第75回国連総会における菅内閣総理大臣一般討論演説」

[https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/statement/2020/0926enzetsu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/0926enzetsu.html)(首相官邸 HP、令和 2 年 9 月 26 日)

<sup>4</sup> 初代協力隊員を派遣したラオス、カンボジア、マレーシア、フィリピンのうち、ラオスには同国政府の強い要請を受けて体育教員養成学校や警察学校での指導のために柔道隊員を、マレーシアには国家警察への指導と普及活動のために柔道隊員を、カンボジアには当時の国家元首・シアヌーク殿下が教育と青少年の体育振興に力を入れていたことを受けてナショナルチーム指導並びに一般クラブにおける選手育成のために柔道及び水泳隊員が派遣された。

1990年代には障害者スポーツ分野で開発途上国から研修員を招き、我が国の障害者スポーツ、及び、スポーツを通じた障害者の社会参加促進について研修し、帰国後に各国にて生かしてもらったプログラムをスタートし、今日まで継続している。また草の根技術協力支援を通じてラオスにおいて障害者スポーツを通じた障害者のエンパワメントと社会参加促進にも貢献している。(別添参照)

#### ④ 2000年代から平和構築分野でスポーツを活用

平和構築の分野では、スポーツが相互理解を促進するという特性に着目し、2002年の東ティモールにて独立直後の国民融和を目的とした独立記念スポーツ大会や、2016年から南スーダンにて民族融和を目的とした国民スポーツ大会(National Unity Day:NUD)をはじめとして積極的にスポーツを活用している。(別添参照)

◇ 別添資料:JICA「スポーツと開発」事例紹介

◇ 参考 URL①:JICA「スポーツと開発」インベントリ(優良事例集)

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/sports/ku57pq00002lc8qo-att/inventory.pdf>

◇ 参考 URL②:JICA 海外協力隊×スポーツの取り組み

<https://www.jica.go.jp/volunteer/sports/index.html>

## (2) 2030年に向けた JICA「スポーツと開発」事業の方向性

JICA は、機構のミッションである「人間の安全保障」の実現、ならびに、2030年の「SDGs」に向けて以下のとおり「スポーツと開発」に取り組む。

【目的】

**「すべての人が性別や年齢、文化、社会的・経済的地位、障害の有無などに関係なくスポーツを楽しめる、それを等しく選択できる平和な社会の実現を促進する」**

【2つのアプローチ】

- ① スポーツの開発:スポーツを開発課題として捉え、すべての人が基本的権利としてのスポーツにアクセスできるよう協力する。
- ② スポーツを通じた開発:スポーツを手段として捉え、開発課題解決に向けてスポーツを活動に取り入れる。

【3つの取り組み】(次ページに全体像)

#### ① スポーツへのアクセス向上

開発途上国において、制度を含む各種インフラやスポーツへの参加機会を拡充し、性別や年齢、文化、社会的・経済的地位、障害の有無などに関係なく、すべての人々がスポーツの価値や楽しさにアクセスできる社会の実現に寄与する。

ア) ソフトインフラ整備

イ) ハードインフラ整備

ウ) スポーツの普及・強化

② 心身ともに健全な人材育成

幅広い年代の人々への運動機会の提供を通じて高齢者の体力維持や生活習慣病の予防・改善を促進する。また、学校体育や課外活動の整備を通じて開発途上国の次世代を担う人材を育成する。

ア) 幅広い世代の健康増進

イ) 教育

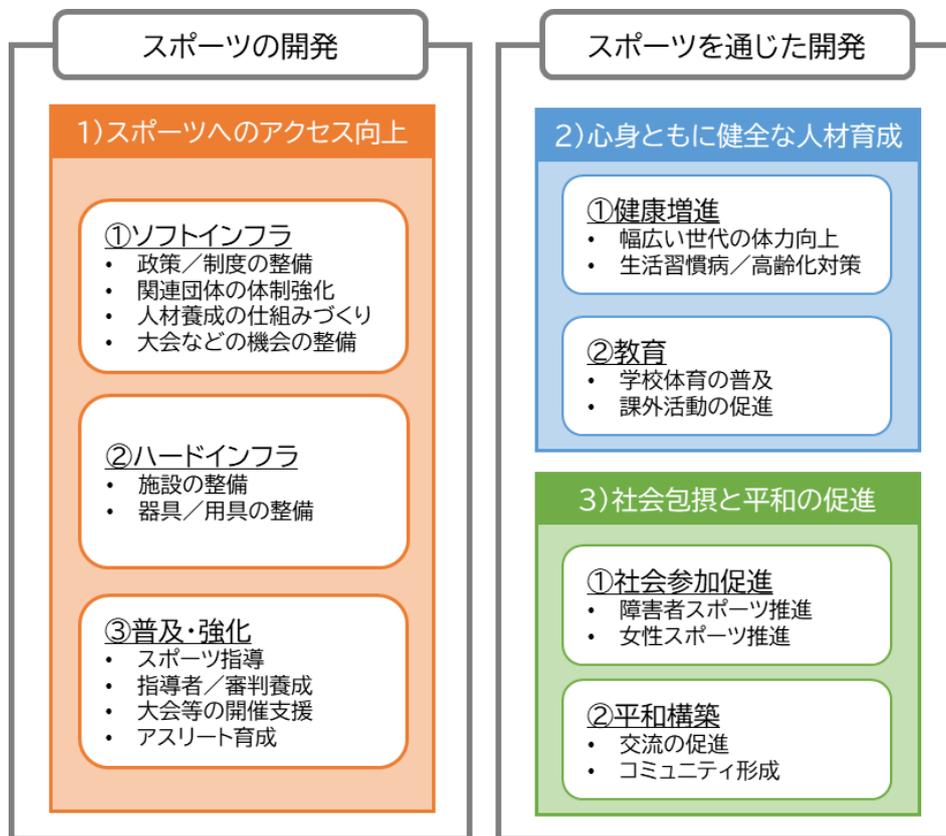
③ 社会包摂と平和の促進

主に障害者や女性に対して一つの生きがい、かつ、自己肯定感を高める場としてスポーツへの参加機会を提供し、障害者や女性の社会参加を促進する。また、誰もが公正かつ公平に参加できるスポーツ機会の整備を通じて多様な人々の交流を深め、相互理解を促進し、平和な社会の実現に寄与する。

ア) 社会参加促進

イ) 平和構築

「スポーツと開発」分野の全体像



また、「スポーツと開発」を通じ貢献を目指す主な SDGs ゴールは次のとおり。

SDGs ゴール	関連取組の例
ゴール 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校体育の普及</li> <li>幅広い年代への運動機会の提供</li> </ul>
ゴール 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校体育の普及</li> <li>幅広い年代に対するスポーツを通じた学び</li> </ul>

		の場や機会の提供
ゴール 5	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女性のエンパワメントを図る	・ 女性のスポーツ機会の確保
ゴール 10	国内および国家間の不平等を是正する	・ スポーツ環境の整備 ・ 学校体育の普及
ゴール 16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	・ 相互理解を促進する場や機会(大会、交流プログラム等)の創出 ・ 国家の統一や民族融和の象徴となるアスリート(ロールモデル)の育成
ゴール 17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	・ スポーツへのアクセス向上 ・ 多種多様な外部団体との連携

## 2. 「第3期スポーツ基本計画」への期待

### (1) 「スポーツを通じた国際協力」を国際的にリードするための政策的位置づけを。

「スポーツと開発」は、「SDGs」を促進するのみならず、一人ひとりの「尊厳」を守ること、すなわち「人間の安全保障」への実現に寄与できる。他の開発手段と比べた際のスポーツの強みは、どのような立場であっても参加しやすいため、より広範なアクターを惹きつけ、巻き込むことが可能であること、スポーツを通じた国際協力は一市民や団体が主体性をもって参加しやすいことである。誰もが参加可能な「スポーツを通じた国際協力」に我が国としての方向性を示し、国際的にリードしていくためにも、「第3期スポーツ基本計画」においては「SDGs」に加え、我が国の「人間の安全保障」という開発の理念の下、「スポーツを通じた国際協力」を政策的に位置づけることを期待したい。

### (2) プラットフォーム構築による我が国の知見・実践の「国際協力」への活用とイノベーションの促進を。

新型コロナウイルスの感染拡大により、スポーツを自由に実施することに制限はあるが、その中でもオンラインなどのテクノロジーを活用したスポーツの楽しみ方が多く生まれている。JICA 海外協力隊として日本で待機しているスポーツ隊員にも、オンライン指導を実践している事例が生まれている。

これからの「スポーツを通じた国際協力」は我が国から指導者や専門家を派遣する、あるいは研修員を招聘するという従来型だけでなく、テクノロジーを活用した新たなスポーツの取り組みにより、多様な人々がさまざまな形で参加できる可能性を秘めている。

さらには、民間企業を巻き込んだ「スポーツを通じた国際協力」は、開発途上国のスポーツ環境の整備推進に寄与するのみならず、産業として経済発展に寄与する可能性もある。

「第3期スポーツ基本計画」においては、これまで積み上げてきた国内外のイノベティブな取り組みを、様々な個人、団体が「スポーツを通じた国際協力」で活用できるプラットフォームの構築に期待したい。

以上

2021年5月19日  
 独立行政法人 国際協力機構(JICA)  
 青年海外協力隊事務局/企画部

JICA「スポーツと開発」取り組み事例

カンボジア 中学校体育科教育指導書作成と普及(2017年1月～2020年9月)

～概要～ <草の根技術協力事業(NPO法人ハート・オブ・ゴールド)>

カンボジアではポルポト政権下で教育関係者が虐殺され、教育文書も残っておらず、その影響を受けて現在でも体育科教育の整備が遅れている。そのような状況の中、2006年～2016年には小学校体育科教育に対する協力をを行い、大きなインパクトを残した。さらに2017年からは中学校の体育教員を養成している国立体育・スポーツ研究所(NIPES)及び学校体育・スポーツ局(DPESS)の体制構築・人材育成、指導書の作成、指導要領・指導書を用いた体育授業の普及のための協力を行っている。

本案件は、カンボジアの中学校体育科教育において学習指導要領及び指導書に基づき新しい体育科教育を普及する基礎が確立されるとともに、モデル州・モデル校の関係者が新しい体育科教育を適切に実施できる能力を習得することを目的に実施している。

～活動・成果～

【活動】

- ① DPESS及びNIPESの体制構築、人材育成
- ② 体育授業プログラムの確立
- ③ 対象校における学習指導要領・指導書に基づいた体育授業の実施

【成果】

- ◇ 教育省内技術委員会12名の内12名がナショナル・トレーナーとして認定された。
- ◇ モデル3州の教員の理解度が2018年度と比較して向上した。
- ◇ モデル3州に学習指導要領計400冊、指導書計200セット(3学年3冊(各学年1冊)で1セット)が配布された。
- ◇ 教育省が独自に、10,600冊(7年生3,600冊、8年生3,500冊、9年生3,500冊)の指導書を印刷し、全国に配布された。



(写真提供:NPO/NGO HEARTS OF GOLD (HG))

**ラオス 障害者スポーツ普及促進プロジェクト(2016年8月～2021年6月)**

～概要～ <草の根技術協力事業(NPO法人アジアの障害者活動を支援する会)>

ラオスの地方に住む障害者の多くが、家族の庇護の下ひっそりと生活をしており、社会参加の機会が閉ざされている状況にある。そのような中、障害者スポーツは、障害者が仲間と出会い、社会的自立に向けて自信をつける良い機会となる。

本案件では、障害者スポーツの指導者を養成し、この指導者を中心に、ラオス国内での競技スポーツ選手の育成と草の根レベルのインクルーシブなスポーツ(ユニバーサルスポーツ※)の普及を進め、スポーツを通じた障害者の社会的自立促進に取り組んでいる。

※ユニバーサルスポーツとは、高齢になっても障がいがあっても、大人でも子どもでも、みんなが一緒に参加できるスポーツ。障がいのある人もない人も共にできるスポーツであり、スポーツの得意な人もそうでない人も一緒にできる、レクリエーションやコミュニケーションを目的としたものまで含まれる。

～活動・成果～

**【活動】**

- ① ユニバーサルスポーツ及び競技障害者スポーツ指導者養成の仕組みの確立
- ② ユニバーサルスポーツ指導者の養成
- ③ 競技障害者スポーツ指導者の養成と競技障害者スポーツ選手の育成基盤整備
- ④ ラオス社会における障害者スポーツへの理解の浸透

**【成果】**

- ◇ 障害者スポーツ指導者養成の仕組みを構築しラオス人講師により実施(2016年より毎年開催、94名を育成)されている。
- ◇ 強化競技6種目(陸上、車椅子バスケットボール、ゴールボール、ブラインドサッカー、水泳、パワーリフティング)に関する指導スポーツマニュアルが完成し、活用されている。
- ◇ 全県において3人以上の指導者を育成し、養成された指導者が率先して地域の学校等でユニバーサルスポーツを実践している。
- ◇ 障害者スポーツ啓発プログラムがラオス各地にて定期的実施されている。



(写真提供:(特活)アジアの障害者活動を支援する会(ADDP))

タンザニア “Ladies First” 女子陸上競技会(2017年～)

～概要～

タンザニアでは「スポーツは男性がするもの」という考え方が根強く、女性がスポーツに取り組む環境や機会は限られている。タンザニア陸上界における国際大会初メダルは、独立後間もない1965年に女子選手によってもたらされたが、その後、女子選手育成の機会が限られ、タンザニア女子選手の目立った活躍はなかった。適切なトレーニングを受け、公式大会に出場する機会があれば、国際的に記録を残せる能力をもつ選手がいる。

「Ladies First」女子陸上競技会は、タンザニアにおいて、これまでトレーニングや大会への出場の機会が限られてきた女子陸上選手に光を当て、近い将来、国際大会で輝く原石の発掘また育成を目指して実施する事業である。JICAは同国代表としてロサンゼルスとソウルのオリンピックで入賞した元マラソン選手、ジユマ・イカンガーさん(JICAタンザニア事務所広報大使)と協力し、同事業をタンザニアでの初めての取り組みとして2017年から始めた。本事業の開催により、タンザニアにおけるジェンダー平等化及び女性のエンパワメント支援、スポーツ振興、体育教育の発展等に貢献することを期待している。

～活動・成果～

【活動】

- ① タンザニア女子陸上界の「原石」の発掘
- ② タンザニア女子陸上選手の育成
- ③ タンザニア社会における「ジェンダー平等・女性のエンパワメント」の啓発
- ④ タンザニアにおけるスポーツ振興の啓発
- ⑤ 陸上関係者への「体育、学校教育」の指導
- ⑥ 健康促進の啓発

【成果】

- ◇ 競技会へのアスリート参加は1回目105名(2017年)、2回目129名(2018年)、3回目136名(2019年)
- ◇ 競技レベルも年々向上している(例、ある女性アスリートは800メートル走のタイムが2:12.14(2018年)から2:10.15(2019年)と自己ベストを更新した)
- ◇ 2019年の第三回大会では、約1,290人の参加者が集い、南スーダンのアスリート4名を初めて招待し、国を超えた女性アスリートの交流を通じ、女性アスリートの意欲を高めた。
- ◇ 本取り組みは2019年の国連総会における安倍首相(当時)のスピーチで言及され、タンザニアの国民にも広く知られるようになった(第74回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説)  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp\\_a/page3\\_002883.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002883.html)(外務省HP、令和元年9月24日)



(写真提供:久野真一/JICA)

南スーダン 国民の結束を促す全国スポーツ大会の開催(2016年～)

～概要～

長らく内戦の影響による民族間の緊張や不信感を抱える南スーダンでは、国民の融和が喫緊の政策課題となっています。JICAは南スーダン全国スポーツ大会「国民結束の日」(National Unity Day)の開催を中心に、文化・青年・スポーツ省(以下、スポーツ省)のスポーツを通じた平和促進の取り組みを2016年1月より支援しています。第3回大会(2018年1月)には全国12地域から310名、第4回大会(2019年1月)では334名の選手が参加し、男子サッカー、男女陸上、女子バレーボール競技を開催しました。スポーツにより国民間の多様性の尊重や民族・社会的融和、平和意識の醸成を促進し、紛争が再発しにくい社会の実現を後押しする好例であり、JICAはこれからも南スーダンにおけるスポーツを通じた取り組みを継続していきます

～活動・成果～

① 広がる「平和」への思い、心の癒し

大会後、選手や観客から様々なメッセージが寄せられました。ある若者は、国民結束の日が外の世界と交流するきっかけとなり避難民居住区での生活から社会復帰を果たしました。ある若者は、「今こそ許し合う時。同じ国の国民として、明るい未来に目を向けていこう」と語った。

② 「平和と結束」の実感、「平和大使」として各地域での主体的な平和活動に期待

選手は競技参加だけでなく、平和構築ワークショップやレクリエーションゲームを通じ、大会のテーマである「平和と結束」について学んだ。また、10日間に亘り寝食を共にしたことで、異なる地域・部族の若者が友人となり、大会後も交流を続けている。ある若者は所属コミュニティで自主的に平和イベントを開催している。

③ 女性のエンパワメントとジェンダー平等

女子が公共の場で活躍する機会は限られているが、女性の参加率向上を目指し、第3回大会から女子バレーボールを競技種目に追加した。南スーダン発祥の女子スポーツ「ボルボル」も、「平和・文化デー」の中で披露した。

④ 選手選考の包摂性・公平性向上

選手選考のルールや基準を明確にし、地方での予選会により公正な選手選考を推進することで、選手選考の公平性の意識を浸透させた。公正なルールに則った大会運営に貢献した審判も表彰の対象とした。

⑤ 広がる「国民結束の日」サポーター

「国民結束の日」協賛者獲得の活動を行ない、第4回大会では、12の国連機関や民間企業が大会の趣旨に賛同し、資金協力や物資協力が実現しました。多くの機関がその意義に賛同し、支援の輪が広がっている。



(写真提供:久野真一/JICA)

以上